

## 移住応援助成金 交付までの手続き

### ① (様式第1号) **交付申請資格選定申請書** ・転入日前3か月以内に提出

まず、西九州させぼ広域都市圏サポーター登録をしてください。

ご登録はこちらから



#### 【添付書類】

ア) 世帯全員が県外に1年以上居住していたことを証する書類。

( 移住前の住民票又は転出届の写し など)

※新卒移住応援助成金対象者のうち、佐世保市出身者で就学中、住民票を大学近郊等に  
移動していない場合は、佐世保市の住民票

イ) 世帯員全員が税を滞納していないことを証する書類 (前住所地発行の納税証明書)

ウ) 申請者用 移住関係助成金等のチェックリスト

注意 転入前に事前申し込みが必要です (転入後では、受付できません)

●移住応援助成金交付申請資格選定通知書 (様式第2号) ← 審査後、佐世保市が交付

### ② (様式第3号) **交付申請書** ・佐世保市に転入後6月以内に提出

・連帯保証人 (同居する配偶者不可) の自署押印必要

【添付書類】は次に掲げる書類 (ア～エ) 及び個別書類 (オ) (助成金の種類に応じて)

ア) 町内会加入証明書 (様式第13号) イ) 転入後の住民票 ウ) 交付申請用チェックリスト

エ) その他市長が必要と認める書類

オ) 個別書類 移住就業支援助成金・・・就業証明書等

賃貸住宅入居支援助成金・・・賃貸借契約書の写し

子育て世帯移住応援助成金・・・就業証明書等、賃貸借契約書の写し

新卒移住応援助成金・・・就業証明書等、卒業証明、賃貸借契約書の写し

●交付決定通知書 (様式第4号) ← 審査後、佐世保市が交付

### ③ (様式第7号) **交付請求書** ・交付決定通知書受理後

●助成金支払

※状況報告 ひとり親家庭賃貸住宅家賃補助金及び新卒移住応援受給者は、交付申請日から1年を経過する日の翌日から起算して30日以内に就業証明書を市長に提出しなければならない。